

介護報酬改定に伴う賃金制度の導入について

お世話になります。社会保険労務士の奥野と申します。
実は今回、特別なご案内がありまして FAX をお送りさせていただきました。

ご存知の通り 2015 年度の介護報酬改定において、介護職員の賃金を引き上げるために『処遇改善加算』を拡充する動きがございます。具体的には、昇進・昇給ルールを盛り込んだ賃金体系を整える等の要件を満たした事業者限定して、報酬加算拡充を行うというものです。これにより、賃金制度がない会社では、人材の確保や定着が今まで以上に難しくなることと思われまます。つまり、介護事業所様においては、これからは賃金制度を整備することが必須になると予想されます。

しかし、賃金制度や昇進・昇給ルールの導入を専門家に依頼するとなると、数百万円の報酬を請求されることも珍しくありません。そのため、賃金制度の導入が必要であることは理解しながらも、なかなか導入に踏み切れない事業者様も多いのではないのでしょうか？ こうした介護事業者様の悩みを解決するために、『助成金を活用して賃金制度を実質無料で導入する方法』についてお伝えするとともに、ご希望をされる事業者様がいらっしゃれば実際に賃金制度の導入コンサルティングを『実質無料』でご提供させていただこうと考えております。

まずは、1/26（月）の 18:00 から 20:00 まで、滋賀県大津市で開催する『介護事業者のための賃金制度構築セミナー』にご参加いただき、内容を十分にご理解いただいた上で、具体的なご案内をさせていただきたいと考えております。

もし【助成金を活用した賃金制度導入の実質無料コンサルティング】にご興味をお持ちいただけましたら、1/26（月）のセミナーにぜひご参加下さい。下記より FAX をご返信いただければ、詳細のご案内（セミナー受講票）をお送りさせていただきます。なお、セミナー代金として 5,400 円を承りますが、これは冷やかしを防ぎ本気の方にだけ情報提供をするためですので、何卒ご理解をいただきますようお願い致します。

（追伸）賃金制度の導入コンサルティングにはかなりの時間と労力が必要になりますため、お引き受けできるのは【先着 5 社様限定】となります。

（追伸 2）セミナーご参加者様特典として、経営のお役に立つ次の二つの情報を記載の資料を当日お渡しします。

- ・法人経営者が年収を下げずに、高齢厚生年金を受け取れるようになったノウハウ
- ・法人経営者が年収を下げずに、社会保険料（会社負担・本人負担）を最大 58%節約できたノウハウ

（追伸 3）他の社労士が関与されている場合は情報提供致しかねます。恐れ入りますがこの書類を破棄下さい。

1 月 26 日（月）介護事業者のための賃金制度構築セミナーに参加する

今回は参加できないが詳しい説明を希望する

⇒ FAX 077-578-8907

貴社名		お名前	
電話番号		FAX 番号	
ご住所	〒		
E-mail	@		

【お問合せ】奥野社会保険労務士事務所 TEL：077-578-8896（担当：奥野文夫） 今後 FAX DM 不要

